

日本口腔インプラント学会 育児・介護休業等に関する規程

令和4年3月27日制定

(目的)

第1条 本規程は、職員就業第26条第2項の規定に基づき、職員の育児・介護休業（出生時育児休業を含む。以下同じ。）、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものとする。

(育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く。）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子が1歳6か月（第5項及び第6項の申出にあっては2歳）になるまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。

2 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業することができる。

3 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業することができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業していること

(2) 次のいずれかの事情があること

イ 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

ロ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと

4 前項にかかわらず、産前・産後休業等が始まったことにより第1項に基づく育児休業が終了し、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

5 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について、育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳6か月の誕生日当日とする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員又は配偶者が子の1歳6か月の誕生日当日の前日に育児休業していること

(2) 次のいずれかの事情があること

イ 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

ロ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと

6 前項にかかわらず、産前・産後休業等が始まったことにより第3項又は第4項に基づく育児休業が終了し、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

(育児休業の申出での手続等)

第3条 育児休業をすることを希望する職員は、原則として、育児休業を開始しようとする日の1か月前(第3項から第6項に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前)までに、育児休業申出書(様式1)を事務局長に提出することにより申し出るものとする。

なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 前条第1項に基づく休業の申出は、配偶者の死亡等特別の事情がある場合を除き、一子につき2回までとする。

3 第3項又は第4項に基づく申出は、産前・産後休業等が始まったことにより第3項又は第4項に基づく休業が終了したが、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した場合を除き、一子につき1回限りとする。

4 第5項又は第6項に基づく申出は、産前・産後休業等が始まったことにより第5項又は第6項に基づく休業が終了したが、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した場合を除き、一子につき1回限りとする。

5 育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書(様式2)を交付する。

(出生時育児休業の対象者)

第4条 育児のために休業することを希望する職員(日雇職員を除く。)であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより4週間(28日)以内の出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

(出生時育児休業の申出での手続等)

第5条 出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として、出生時育児休業を開始しようとする日の2週間前までに、出生時育児休業申出書(様式1)を事務局長に提出することにより申し

出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業期間開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

- 3 第1項に基づく申出は、一子につき2回まで分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。
- 4 出生時育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書（様式2）を交付する。
- 5 出生時育児休業中に就業することを希望する職員は、出生時育児休業中の就業可能日等申出書（様式10）を休業前日までに事務局長に提出すること。
- 6 本会は、前項の申出があった場合は、申出の範囲内の就業日等を申出書を提出した職員に対して提示する（様式11）。職員は提示された就業日等について、出生時育児休業中の就業日等の同意・不同意書（様式12）を事務局長に提出すること。休業前日までに同意した場合に限り、休業中に就業することができる。本会と職員の双方が就業日等に合意したときは、本会は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書（様式13）を交付する。

（介護休業の対象者）

第6条 要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く。）は、申出により、介護を必要とする家族1人につき、通算93日の範囲内で3回を上限として介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、介護休業をすることができる。

2 この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- (6) 上記以外の家族で本会が認めた者

（介護休業の申出での手続等）

第7条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として、介護休業を開始しようとする日の2週間前までに介護休業申出書（様式3）を事務局長に提出することにより申し出るものとする。

2 介護休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書（様式2）を交付する。

（子の看護休暇）

第8条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く。）は、負傷し、又は

疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第21条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 3 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書（様式4）を事前に事務局長に申し出るものとする。

（介護休暇）

第9条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員（日雇職員を除く。）は、就業規則第21条に規定する年次有給休暇とは別に、対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- 2 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 3 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書（様式4）を事前に事務局長に申し出るものとする。

（育児・介護のための所定外労働の制限）

第10条 3歳に満たない子を養育する職員（日雇職員を除く。）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く。）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

- 2 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書（様式5）を事務局長に提出するものとする。

（育児・介護のための時間外労働の制限）

第11条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第21条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は育児のための時間外労働の制限及び介護のための時間外労働の制限を請求することはできない。

- (1) 日雇職員
- (2) 入社1年未満の職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

- 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しよう

とする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書（様式6）を事務局長に提出するものとする。

（育児・介護のための深夜業の制限）

第12条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第21条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午前10時から午後5時までの間に労働をさせることはない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は深夜業の制限を請求することはできない。

（1）日雇職員

（2）入社1年未満の職員

（3）請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員

イ 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること

ロ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。

ハ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。

（4）1週間の所定労働日数が2日以下の職員

（5）所定労働時間の全部が深夜にある職員

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書（様式7）を事務局長に提出するものとする。

（育児短時間勤務）

第13条 3歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、就業規則第18条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後5時30分まで（うち休憩時間は、午前12時から午後12時45分までの45分とする。）の7時間45分とする。（1歳に満たない子を育てる女性職員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。

（1）日雇職員

（2）1日の所定労働時間が6時間以下である職員

3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日

の1か月前までに、短時間勤務申出書（様式8）により事務局長に申し出なければならない。

（介護短時間勤務）

第14条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、就業規則第18条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後5時30分まで（うち休憩時間は、午前12時から午後12時45分までの45分とする。）の7時間45分とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、日雇職員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。
- 3 介護のための短時間勤務をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の2週間前までに、短時間勤務申出書（様式9）により事務局長に申し出なければならない。

（給与等の取扱い）

第15条 基本給その他の月毎に支払われる給与の取扱いは次のとおりとする。

- （1）育児・介護休業（出生時育児休業を含む。以下同じ。）をした期間については、支給しない。
 - （2）第5条及び第6条の制限の適用を受けた日又は時間については、無給とする。
 - （3）第9条から前条の制度の適用を受けた期間については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当を支給する。
- 2 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復帰後に昇給させるものとする。第5条から前条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
 - 3 特別手当については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。また、その算定対象期間に第10条及び前条の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する特別手当は、支給しない。第5条から第9条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
 - 4 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間は勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。また、第5条から前条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
 - 5 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

（育児休業等に関するハラスメントの防止）

第16条 すべての職員は、第2条から第11条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

- 2 前項の言動を行ったと認められる職員に対しては、就業規則第〇条及び に基づき、厳正に対処する。

(法令との関係)

第17条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、時間外労働及び深夜業の制限、育児短時間勤務並びに介護短時間勤務に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

(改 廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、令和4年3月27日に制定し、令和4年4月1日から施行する。